

平成 26 年度市民参加対象事項の取組実績に対する 安城市市民参加推進評価会議の評価結果について

1 市民参加推進評価会議について

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成 23 年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2 年間の任期で、14 名のメンバーで構成されています。

	氏 名	職 名	区 分
会長	鳥居 保	安城市町内会長 連絡協議会会長	公共的団体
副会長	大野 裕史	NPO 法人愛知ネット 副理事長	市民団体
委員	池端 伸二	市民代表	市民公募
〃	石川 政子	市民代表	
〃	岡田 実好	市民代表	
〃	小鹿 登美	市民代表	
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	中根 敬子	さんかく 21・安城会長	市民団体
〃	草苅 玲子	安城生涯学習まちづくり企画人代表	
〃	小森 義史	あんねっと会長	
〃	古濱 利枝子	NPO 法人安城まちの 学校事務局長	
〃	神谷 啓介	一般社団法人 安城青年会議所理事長	公共的団体
〃	柴田 由美	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人 材開発本部 総務部 社会貢献グループ グループマネージャー	企業
〃	山内 正幸	碧海信用金庫 常務理事	

2 市民参加の対象

条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

3 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

4 評価結果

平成26年度に市が取り組んだ市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

- ~~(1) 予定どおり実施されていたか ※今回は評価基準から除外~~
- (2) 市民参加の回数等は十分だったか
- (3) 市民の意見を反映させていたか

No.	対象事項	評 価 結 果				担当課
		(2)	十分である	おおむね十分	十分でない	
		(3)	反映していた	おおむね反映	反映していない	
1	自治基本条例の見直し	(2)	十分である			企画政策課
		(3)	おおむね反映			
2	次期総合計画の策定	(2)	おおむね十分			企画政策課
		(3)	おおむね反映			
3	障害者福祉計画の策定	(2)	おおむね十分			障害福祉課
		(3)	おおむね反映			
4	あんジョイプラン7の策定	(2)	おおむね十分			高齢福祉課
		(3)	反映していた			
5	子ども・子育て支援事業計画策定	(2)	おおむね十分			子育て支援課
		(3)	おおむね反映			

6	新型インフルエンザ等行動計画	本事項は、市民参加の必要性の度合いが、担当課と評価会議で相違したことにより、他の対象事項と同じ評価がそぐわないと判断したため、下記の【新型インフルエンザ等行動計画の評価】のとおり文章表現での評価とした。		健康推進課
7	第3次安城市生涯学習推進計画の策定	(2)	十分である	生涯学習課
		(3)	おおむね反映	
8	第2次安城市スポーツ振興計画の策定	(2)	おおむね十分	スポーツ課
		(3)	おおむね反映	
9	桜井古墳群の保存管理についての計画策定	(2)	おおむね十分	文化振興課
		(3)	おおむね反映	

【新型インフルエンザ等行動計画の評価】

会議としては、計画策定の自由度が少ないという特殊性は認めるものの、予防接種の場所や市民の役割を国が定めたものに追加することについては、市の裁量を有していると判断できることから、市民参加はある程度必要でと考える。その場合、パブリックコメントだけでは不十分であると評価せざるをえない。

5 対象事項への意見等

対象事項名	1 自治基本条例の見直し 【企画政策課】
事業の概要	安城市自治基本条例を見直すにあたり、公募市民及び市内団体代表者による委員会を設置し、検証を行う。
意見	・認知度が低いのは、市民が条例について考える機会が少ないからだと思われる。 ・一連の市民参加の手続きを行っていることから改正を行わない根拠になっていると思う。 ・認知度の低さが「e モニター」により明らかになったのではと考える。次回見直しの際の手法の適切さを考慮し、それまでに市民に条例の認知を促す必要がある。 ・今回の検証会議で明らかになったことは、「条例の改正は必要ないが、条例に基づいた行政の運用面では多くの改善の余地があるというものだと思う。市の示された改善内容を早期に実現すること、これこそが自治基本条例の成果そのものであると思う。

対象事項名	2 次期総合計画の策定 【企画政策課】
事業の概要	次期総合計画を策定するため、市民による作業部会及び無作為抽出による市民討議会を実施し、広く意見を求める。
意見	・施策へ反映できたものがあれば備考欄等に記載しておくで参考になる。 ・市民公募を増やした方が良いと思う。 ・ワークショップ、研究部会と市民が参加できる形の方法で工夫されていると感じるが、内容的にどのくらい反映できるのかが提示されていると分かりやすいと思う。 ・市民28人がワークショップに参加したことは評価できると思う。 ・アンケートのうち、eモニター等意識のある人の回答は高いが、市民アンケートの回収率は低いように感じるため、上げるように努めてほしい。 ・多くの市民と行政との意見のキャッチボールができているように感じた。

対象事項名	3 障害者福祉計画の策定 【障害福祉課】
事業の概要	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定する。
意見	・パブリックコメントの意見の反映が明確で良い。 ・公募方法について、障害者のいる世帯を対象に公募委員を募集してほしい。 ・公募市民が1人だけでは少ないと思う。

対象事項名	4 あんジョイプラン7の策定 【高齢福祉課】
事業の概要	老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、あんジョイプラン7を策定する。
意見	・パブリックコメントででた意見により、13件の修正などがあり、こまやかなサービスの整備につながったと思う。 ・ワークショップのメンバー構成に巾広い方々の参加が欲しいように思う。 ・ワークショップに公募市民が入っていれば良かった。

対象事項名	5 子ども・子育て支援事業計画策定 【子育て支援課】
事業の概要	子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定する。
意見	・パブリックコメント以外の方法で、広く意見をもらえるようにしてほしい。 ・委員内訳のうち、「その他：9人」と多数を占める人の所属は、示した方がよい。

対象事項名	6 新型インフルエンザ等行動計画 【健康推進課】
事業の概要	新型インフルエンザ等発生時の行動計画を策定する。
意見	「3 評価結果」の欄で記載済み

対象事項名	7 第3次安城市生涯学習推進計画の策定 【生涯学習課】
事業の概要	現計画（第2次）の後継計画として、より良い生涯学習の環境を整えるため、第3次安城市生涯学習推進計画を策定する。
意見	・新しい企画（計画）が市民の楽しみになるように巾広い層での審議ができていれば良いと思う。 ・ワークショップを6回開催したことは評価に値する。

対象事項名	8 第2次安城市スポーツ振興計画の策定 【スポーツ課】
事業の概要	スポーツ基本法第10条第1項に基づき、第2次安城市スポーツ振興計画を策定する。
意見	特になし。

対象事項名	9 桜井古墳群の保存管理についての計画策定 【文化振興課】
事業の概要	桜井古墳群（国指定史跡2基、市指定史跡5基をはじめ20数基で構成される）の保存管理と、今後の活用整備の構想についての意見を聴取する。
意見	・市民の理解と協力を得ることでより良いアイデアが出て、計画の策定ができると思う。 ・キャッチフレーズをPRし、市民からの意見を取り入れる工夫が必要だと思う。 ・個人情報だから非公開ではなく、何が公開できるかを考えてほしい。

6 市民参加の推進全般に関するご意見等

- ・ 市民公募時に各種資料を提供できるようにしておくと思委員から意見が出やすくなると思う。
- ・ 計画を策定する際には、受益者の意見集約の場をつくることが大切だと感じる。
- ・ 市民参加をあまり必要とせず、市民参加をあまり行っていないものについては、評価できない。
- ・ ワークショップの開催は手間がかかると思うが、参加者が結果を得られる良い機会だと思う。
- ・ 市民参加推進調査シートの中の審議会等の様式では、意見が反映されたかどうかを確認することができない。